

2020年（令和2年）1月22日

理工学部ファカルティ・デベロップメント講演会報告書

1. テーマ：「大学等における著作権紛争事例 ～事例紹介とトラブル防止のポイント～」
2. 主催：上智大学理工学部・理工学研究科
3. 講師：田仲 剛 先生（小林・弓削田法律事務所 弁護士）
4. 日時：2020年1月21日（火）15：30～16：30
5. 場所：中央図書館8階821会議室
6. 出席者：76名（物質生命理工学科33名、機能創造理工学科23名、情報理工学科20名）
7. 出席者名：別紙出席簿参照
8. 資料：①大学等における著作権紛争事例 ～事例紹介とトラブル防止のポイント～（投影資料）  
②配布資料（別紙参照）

9. 講演内容

田仲剛講師から、投影資料①に基づき、大学等における著作権紛争の事例紹介とトラブル防止のポイントについて講演があった。主な項目は下記の通り。

- ・知的財産権の体系、著作権制度の目的・内容
- ・著作物の例の紹介 あらゆる表現物が著作物となりうる。
- ・著作権の取得 日本は「無方式主義」を採用、著作者の死後70年著作権が存続する。
- ・著作権侵害の民事責任と刑事罰
- ・特許法と著作権法との比較
  - 特許法の目的 発明を保護し、産業の発達に寄与すること
  - 著作権法の目的 著作物を保護し、文化の発展に寄与すること
- ・著作権に関する紛争事例とトラブル防止策
  - やむを得ず、他人の著作物をコピーする場合は、原則、著作権者から利用承諾を得る。
  - 不特定多数に配らない、ネットにアップしない、眩かない
- ・著作権の制限（教育機関における複製）
  - 学校等で授業の過程における使用に供することを目的とする場合は、必要と認められる限度で著作物の複製ができる

講演の最後に、教員から寄せられた質問への解説があった。

※添付：講演会資料、出席簿

以上